|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **奈良市総合福祉センターに係る奈良市指定管理者選定委員会　会議録** | | |
| 開催日時 | 令和４年１２月２０日（火）午前９時００分から午前１０時３０分まで | |
| 開催場所 | 奈良市役所　中央棟３階　第３０１会議室 | |
| 議　　題 | 奈良市総合福祉センターの指定管理者の選定について  １　委員長の選出、議事録署名人の選任、審査方法の決定  ２　奈良市指定管理者選定委員会審査要領及び審査項目表の決定  ３　書類審査  ４　審査結果の決定 | |
| 出席者 | 委員 | 山下委員、橋本委員、小西委員、嵯峨委員、小澤委員  【委員５名中、５名全員出席】 |
| 事務局 | 浦障がい福祉課長、北室障がい福祉課長補佐、田邊障がい福祉課長補佐、田中、田和 |
| 開催形態 | 公開（傍聴人なし） | |
| 決定事項 | 奈良市総合福祉センターの指定管理者の選定について  １　委員長に山下委員を選出、議事録署名人に嵯峨委員を選任、審査方法を決定した。  ２　奈良市指定管理者選定委員会審査要領及び審査項目表を決定した。  ３　書類審査を実施した。  ４　審査の結果、社会福祉法人奈良市社会福祉協議会を指定候補者として選定することが適当である旨を決定した。 | |
| 担当課 | 福祉部障がい福祉課 | |
| **議事の内容**  奈良市総合福祉センターの指定管理者の選定について | | |
| １　委員長の選出、議事録署名人の選任、審査方法の決定について  委員長に山下委員を選出し、議事録署名人に嵯峨委員を選任、審査方法を委員で諮り決定した。 | | |
| ２　奈良市指定管理者選定委員会審査要領及び審査項目表の決定について  奈良市指定管理者選定委員会審査要領及び審査項目表を審議し決定した。 | | |
| ３　書類審査について  　　　奈良市総合福祉センターの指定管理者の選定について、公募せず、社会福祉法人奈良市社会福祉協議会に限定し申請を求めた経緯等について事務局からの説明と申請者による事業計画の補足説明の後、書類審査を実施した。  【申請者よりの補足説明】  ・指定管理施設としての機能に加えて、社会福祉協議会の中でも地域福祉活動拠点としての位置づけをすることで、地域との関係性を強化し障害者の社会参加に繋がればと考えている。  ・障害者の社会参加の拠点として、障害者のみではなく幅広い市民の方に利用していただくことで、センターでの活動を通して経験したことを地域社会で生かしてもらう。  ・利用者には中途障害者の人がたくさんいる。社会参加を促進するため、囲碁・将棋・麻雀などのゲームを通しコミュニケーションを取れるよう地域の人と協力して楽しめる場を作っている。  ・発達に遅れのある子どの家族は、地域での孤立感を感じることがある。わが子に障害があるという悩みを周囲に相談することは難しい。家族が集まることで悩みを相談したり、情報交換したりすることを目的としたグリーンマザーズを開催している。集まった母親同士の自主的な活動を支援していく。  ・知的障害の方への余暇支援として親子体操教室や陸上教室を開催している。今年度より各教室の補助支援をお願いするスポーツボランティアを募り活動している。そういった支援者を増やすため初級障害者スポーツ指導員の養成講座を継続して実施していく。  ・視覚障害者や聴覚障害者の支援をするボランティアの養成のため、当事者に講師となってもらい障害者の生活を知った上で支援の方法を学んでもらっている。  ・市障連との共催で障害者理解啓発を目的としたイベントを開催し、参加者に障害のある方との交流や支援方法の学習などを通し、地域で身近な障害者へ支援して頂けることを目指している。イベントが行いにくい状況ではあるが工夫して開催している。  【委員よりの意見等】  ・センターに求められていることはなにか。センターにしかできないことはなにか。地域の拠点としての役割がある。みどりの家ややすらぎ広場での生活介護のサービス提供を含め、奈良市でのモデルとなってほしい。  ・市としても仕様書にどういうことをしてほしいか表していく必要があるのではないか。段々積み上げていくことが大切。  ・高い専門性を持った職員がいる総合福祉センターであってほしい。各業務に関して専門性の高い職員の配置をすることが大切。  ・障害者スポーツも多様化してきている。体育館の職員が知識を持ち色々な場面に対応する必要がある。  ・スポーツボランティアについても奈良を圏域で考えると奈良市は人口が多い。総合福祉センターが拠点となるのであれば、ボランティアの養成についても積極的に行ってほしい。  ・コスト削減ということもあるが、ジェネラリストではなくスペシャリストを育てるという役割がある。  単なる諸分野の機能を担うだけではなく、地域福祉の実践者としての役割を担う人を育てる。  ・意思疎通支援事業のように事業単位で委託として乗せていくことで動ける部分がある。  ・基本はFace to Faceだと思うが、社会参加の促進の中ではICTの活用も大切。  ・障害を持ちながらも暮らしていける社会づくりのために環境をどう整えてくか。障害を社会モデルとして捉えていく上で、この人はこういう訓練が必要で、こういう支援の仕方をすれば障害を感じることなく過ごせるという支援の仕方を広げていく。奈良市の障害福祉の環境を整えることができるような福祉センターであってほしい。  ・単なる利用施設として見られるのでは先が見えない。市の福祉分野の発信源としての役割。  ・利用者の人数に対して職員数が必要なわけではない。脳梗塞の後遺症からリハビリしていこうと思うと理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等様々な役割の職員が必要。これは利用者が１人だろうが３人、５人どんな人数でも必ず必要となる。専門性の高い様々な職員を配置することが大切である。 | | |
| ４　審査結果の決定について  審査の結果、社会福祉法人奈良市社会福祉協議会を指定候補者として選定することが適当である旨を決定した。 | | |

令和４年１２月２０日

奈良市総合福祉センター等に係る奈良市指定管理者選定委員会

委　員　長

　　　議事録署名委員